（以下この号において「個人番号」という。）を有する者（死亡した者を除く。）に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係	［略］
［略］	［略］
第三十三の六第一項第八号	［略］
第三十三の六第二項第二号	又は戸籍抄本
第三十三の六第二項第四号	又は戸籍謄本
［略］	［略］

［略］	［略］	［略］
第十七条の二の二	［略］	［略］
	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この条において「個人番号」という。）を有する者（死亡した者を除く。）に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（以下この号において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係	［同上］
［同上］	［同上］
第三十三の六第一項第八号	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第十七条の二の二	［同上］	［同上］
	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この条において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）
［同上］	［同上］	［同上］

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　［同上］